

第5節 災害医療対策

現状と課題

1 災害時医療

(1) 地域防災計画

県では、福井県地域防災計画の中で、防災に関する各機関の責務として、県、市町村、近畿厚生局、日本赤十字社福井県支部、県医師会、病院等医療施設管理者等の処理すべき業務を定めています。

また、日本赤十字社福井県支部および県医師会と「災害救護に関する協定」をそれぞれ締結し、災害時における医療救護について協力体制を確立しています。

更に、岐阜県と「災害時の相互応援に関する協定」、「北陸三県災害相互応援に関する協定」、中部圏9県1市による「災害応援に関する協定書」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」をそれぞれ締結し、広域での災害時医療について応援協定を締結しています。

(2) 災害拠点病院の指定

災害時において、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うことを目的として、災害拠点病院を8病院（基幹災害医療センター1病院、地域災害医療センター7病院）指定しています。

県では、災害拠点病院に対し、災害に強い病院、災害時医療の確保を目的とし、これまでに耐震補強や自家発電装置などの施設整備、災害時医療機器等備品の設備整備に対する助成を行っています。

○災害拠点病院一覧

基幹災害医療センター		福井県立病院
地域 災害 医療 セン ター	福井・坂井医療圏	福井赤十字病院 福井県済生会病院 福井医科大学医学部附属病院 福井社会保険病院 公立丹南病院
	奥越医療圏	
	丹南医療圏	
	嶺南医療圏	市立敦賀病院 公立小浜病院

2 災害時医薬品等供給体制

平成8年度に、県薬剤師会と「災害時における医療救護活動に関する協定書」、福井県医科器械商組合と「災害時における医療材料等の供給等に関する協定書」、福井県医薬品卸業協会と「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」をそれぞれ締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の迅速かつ的確な供給体制や、救護所における調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動を定めています。

3 原子力災害に備えた医療体制

(1) 緊急被ばく医療体制

県原子力防災計画に基づき、最大60班体制による救急医療班の編成・派遣、地域災害医療センターを中心とする初期被ばく医療体制、基幹災害医療センター（県立病院）等

による二次被ばく医療体制および放射線医学総合研究所（千葉県）を中心とする三次被ばく医療体制を整備しています。

また、除染設備・機器、サーベイメーター等の放射線測定機器、ヨウ素剤等の医薬品などについて、二州および若狭健康福祉センターを中心に配備しています。

(2) 原子力防災訓練の実施

県原子力防災計画に則り、平成11年度からは住民も参加して行われている原子力防災訓練の中で、緊急被ばく医療措置訓練を県医師会、公的病院等関係機関の協力を得て実施しています。

(3) 緊急時医療対策施設の設置

平成11年の茨城県東海村の民間ウラン加工施設の臨界事故を受けて、平成13年度に県立病院内に緊急時医療対策施設を整備し、重度の被ばく患者等に対する総合的な被ばく医療機能を確保しています。

施 策

1 災害時医療体制の充実

(1) 災害拠点病院の機能の充実

災害拠点病院として必要な、受水槽、備蓄倉庫、自家発電装置、ヘリポートなどの施設整備、災害時に有用な医療機器等備品の整備について助成等を行い、災害拠点病院の機能強化に取り組みます。

(2) 地域防災計画に基づく医療救護体制の強化

ア より円滑な救護体制を目指し、災害拠点病院をはじめとする医療機関、保健所等関係機関間の連携を強化します。

イ 被災者のみならず、災害により医療への途がとざされる人のための医療確保と情報の提供を促進するための方策を検討します。

2 災害時医薬品等供給体制の充実

関係団体との協定が、地域の実情や時代の要請に沿った内容になるよう、適時見直しや修正を行います。

3 原子力災害に備えた医療体制の充実

(1) 被ばく医療従事者の確保・育成

万一の被ばく患者の発生に備え、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療従事者の一層の確保・育成を図るため、国とも協議しながら研修の充実、指導者の育成を図ります。

また、緊急時医療対策施設も活用しながら、被ばく医療に携わる医療機関相互の連携を推進します。

(2) 被ばく医療の充実

いわゆる災害弱者（障害のある人、高齢者、子供）に対する被ばく医療対策の充実を図るため、救護所における災害弱者に対する被ばく線量測定、子供、障害のある人に対するヨウ素剤服用等に係る原子力防災訓練の充実を図ります。また、国と協議しながら、被災者の心のケア対策について指導者の確保等について取り組みます。

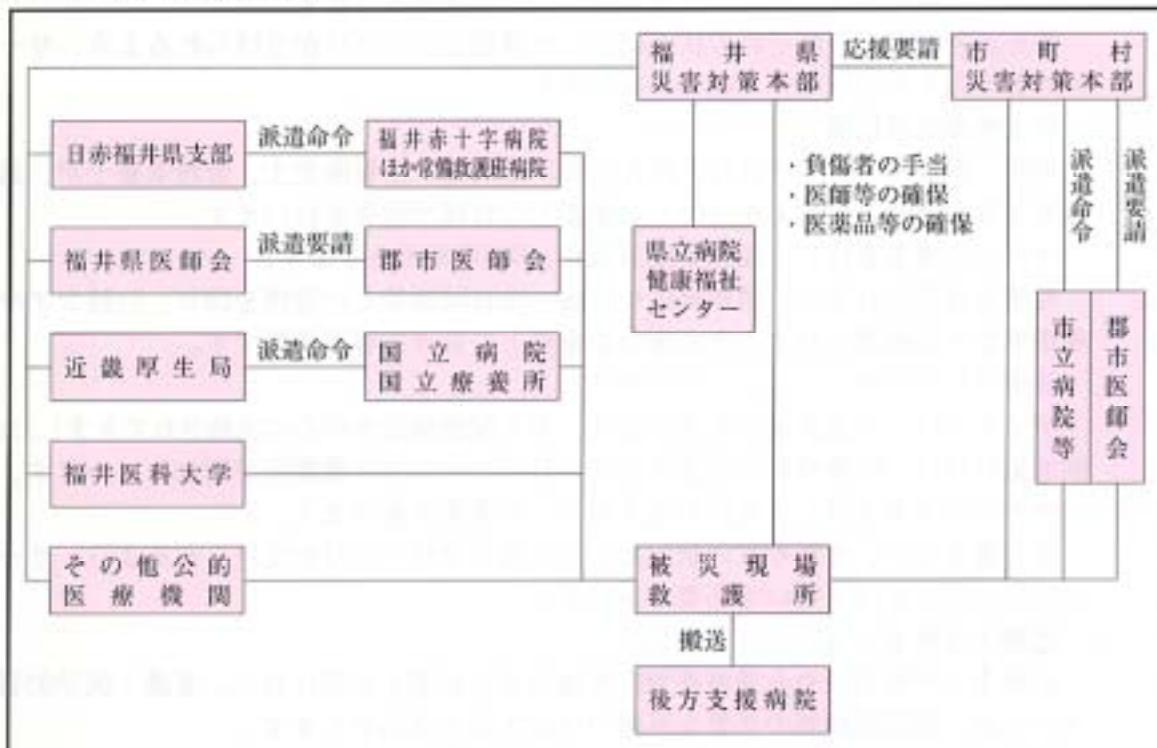
福井県地域防災計画より

☆救護班の構成

- (1) 救護班の人員 3 ~ 6名（医師1名、看護師2~3名、その他）
- (2) 救護班の編成 1日編成可能班数60班

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越(大野、勝山)、丹南(鯖江、武生)、二州、若狭) 県立病院	8 5
国		4
	国立療養所敦賀病院 国立療養所福井病院 国立療養所北潟病院 福井医科大学医学部附属病院	1 1 1 1
公的医療機関		10
	福井赤十字病院 福井県済生会病院 公立丹南病院 市立敦賀病院 公立小浜病院 福井社会保険病院 町立三国病院	4 1 1 1 1 1 1
医師会	福井県医師会	33
	合	計
		60

☆災害時の応急医療体制



- ・ 医療救護所
患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への取扱いを行ふ。
- ・ 搭点医療救護所および後方支援病院
救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受け入れ・調整等を実施する。
県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。